

※ 規制対象施設 (○は対象 ×は対象外)

令和5年7月10日版

地域		市内全域							
区分		騒音規制法		振動規制法		和歌山県公害防止条例(騒音・振動規制法の対象外施設)			
施設		規則番号	条件(原動機の定格出力等)	規則番号	条件(原動機の定格出力等)	規則番号	条件(原動機の定格出力等)		
						騒音	振動		
						規則番号	条件(原動機の定格出力等)		
金属加工機械	圧延機械	1-1	合計が22.5kw以上		×	1-(1)	×	1-(6)	合計が22.5kw以上
	製管機械	1-0	○		×	1-(2)	×	1-(7)	○
	ペンディングマシン	1-ハ	ロール式で定格3.75kw以上		×	1-(3)	×		×
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く	1-(4)	×	1-(1)	×
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧圧力294KN以上	1-ロ	○	1-(5)	×	1-(2)	×
	せん断機(シャリクマシン)	1-ヘ	定格3.75kw以上	1-ハ	定格1kw以上	1-(6)	×	1-(3)	×
	鍛造機	1-ト	○	1-ニ	○	1-(7)	×	1-(4)	×
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○	1-ホ	定格37.5kw以上	1-(8)	×	1-(5)	×
	プラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1-(9)	×		×
	タンプラー	1-ヌ	○		×	1-(10)	×		×
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る		×	1-(12)	×		×
	その他工作機械(自動旋盤、ホール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤、ラジアル盤)		×		×	1-(11)	同一建物に5台以上の設置		×
送風機(及び排風機)、プロア	2	定格7.5kw以上		×	2	×		×	
クーリングタワー		送風機を含む施設で、定格7.5kw以上		×	20	定格3.75kw以上		×	
圧縮機(空気・ガス等の圧縮機)※冷凍機を除く	2	定格7.5kw以上	2	定格7.5kw以上	2	×	2	×	
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機(微細ふるい)	3	定格7.5kw以上	3	定格7.5kw以上	3	×	3	×	
織機	4	原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるものに限る	4	×	4	×	
工業用ミン・リヤス編機		×		×	12	同一建物に10台以上の設置		×	
染色機械・幅出機械		×		×	21・22	定格15kw以上		×	
風力発電施設		×		×	23	規模20kw以上		×	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上		×	5-(1)	×		×
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量200kg以上		×	5-(2)	×		×
	コンクリートブロックマシン(製造機)		×	5	合計が2.95kw以上	13	○	5	×
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		合計が10kw以上		○		×
穀物用製粉機	6	ロール式で定格7.5kw以上		×	6	×		×	
木材加工機械	ドラムパーカー	7-イ	○	6-イ	○	7-(1)	×	6-(1)	×
	チップパー	7-ロ	定格2.25kw以上	6-ロ	定格2.2kw以上	7-(2)	×	6-(2)	×
	碎木機	7-ハ	○		×	7-(3)	×		×
	帯のこ盤	7-ニ	製材用は定格15kw以上、木工用は定格2.25kw以上		×	7-(4)	×		×
	丸のこ盤(リッパ等)	7-ホ	製材用は定格15kw以上、木工用は定格2.25kw以上		×	7-(5)	×		×
	かなな盤	7-ヘ	定格2.25kw以上		×	7-(6)	×		×
	抄紙機	8	○		×	8	×		×
印刷機械	9	原動機を用いるものに限る	7	定格2.2kw以上	9	×	7	×	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		×	8	カレンダーロール機以外で30kw以上		×	8	×	
合成樹脂用射出成形機	10	○	9	○	10	×	9	×	
鋳造型機	11	シヨルト式のものに限る	10	シヨルト式のものに限る	11	×	10	×	
打貫機		×		×	14	定格3.75kw以上	11	定格3.75kw以上	
コルゲートマシン		×		×	15	○		×	
キューラ		×		×	16	○		×	
研磨機		×		×	17	定格3.75kw以上		×	
走行クレーン	天井走行クレーン		×		×	18	○		×
	門型走行クレーン		×		×		○		×
	ロータリーギルン		×		×		○		×

※ 騒音(振動)規制法に基づく特定施設を設置する工場・事業場に、条例に基づく騒音(振動)に係る特定施設を設置する場合は、条例の届出は不要です。